

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〜ごみ分別すれば資源〜

狂犬病予防注射を 受けさせましょう

狂犬病は、発症すれば致死率ほぼ100%の恐ろしい感染症です。そのため、犬の飼い主（所有者）は、法律により犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射（生後3カ月以上の犬）を受けさせるよう定められています。

有田川町では、4月13日（月）17日（金）、22日（水）24日（金）の8日間、狂犬病予防集合注射を実施します。車で移動しながら各地区

狂犬病予防注射

注射料 3,250 円
（1頭につき）

※おつりがいららないように
お願いします。

登録料 3,000 円
（1頭につき）

※登録は生涯に1回です。
※登録を済ませている犬は
注射のみです。



を回ります。予定時間や実施場所など詳しいことは広報ありだがわ3月号をご覧ください。いずれの場所でも接種が受けられます。日程の都合がつかない人は動物病院で注射を受けさせてください。

飼い主は責任をもって

最近、道や畑へのふん尿の放置や、無駄吠えによる鳴き声がうるさいといった苦情が近隣・地主から寄せられています。また放し飼いや散歩中の犬にかまれたり、子どもが追いかけて転倒しけがをしたりしたという事案も発生しています。放し飼いや散歩中に飼い犬が逃げ出すと、通行中の自動車ハンドル操作を誤って事故を起こすなど、二次的な被害が生じる恐れがあり、飼い犬にとっても危険です。

放し飼い・鳴き声などの騒音・ふん尿の放置・迷い犬などはすべて飼い主の責任となります。犬には首輪をつけて、つないで飼いましょう。

室内で飼う場合は、不用意に屋外へ飛び出さないよう注意してください。

また、散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。どんな時でも犬を制御できる人が散歩をさせ、リード（引綱）をつけましょう。他人に迷惑をかけないように、家族の一員として愛情としつけが必要です。犬の性格をよく知り、愛情をもってきちんとしたしつけをして飼いましょう。



登録内容に

変更があったときは

届け出てください

次のようなときは、環境衛生課（吉備庁舎）または清水行政局建設環境室まで届け出が必要です。

- ・ 飼い犬が死亡したとき
- ・ 犬の所在地が変わったとき
- ・ 転入や転出などにより飼い主の名前や住所が変わったとき

ペットが亡くなったら

ペットの死体については、有田聖

苑に直接持ち込んで火葬することができます。火葬は有料です。料金はペットの重量などによって変わるので、お問い合わせください。お骨の返却もできるのでご相談ください。

有田聖苑事務組合
☎ 52・3055

犬猫去勢等補助制度

犬や猫の無秩序な繁殖を抑制し、適正な飼育管理を目的として、飼い犬または飼い猫の去勢・避妊手術に要する費用について補助金を交付します。

補助制度を利用する場合は、事前に申請が必要です。補助金交付申請書を環境衛生課（吉備庁舎）または清水行政局建設環境室へ提出してください。申請の受け付けは予算額に達し次第終了します。

●対象者／町内に住所を有し、町内で犬または猫を飼う方

●補助額

- ・ 犬の去勢／6000円
- ・ 犬の避妊／8000円
- ・ 猫の去勢／4000円
- ・ 猫の避妊／6000円

※1年度につき1世帯2匹まで